

公布した条例一覧

令和7年

公布番号	条例名
1	杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例
2	杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
3	杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
4	杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
5	杉並区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
6	杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例
7	杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
8	杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
9	杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
10	杉並区役所庁舎整備基金条例
11	杉並区子どもの権利に関する条例
12	杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例
13	杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例
14	杉並区いじめの防止等に関する条例
15	杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
16	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
17	杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
18	杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

19	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
20	杉並区刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
21	杉並区建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例
22	杉並区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例
23	杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区条例第1号

杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例（昭和61年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第2条 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第1中7の項を削り、6の2の項を7の項とし、16の項を削り、15の2の項を16の項とする。

別表第2の2の項中「外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給」を「「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務」に改め、同表の5の項を次のように改める。

5 区長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定	国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規

めるもの	則で定めるもの
------	---------

別表第2の6の項中

「	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）による地域支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> </div>
---	--

を

「	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> </div>
---	--

	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の7の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「中国残留邦人等支援給付」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）」に改め、同表の8の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の9の項を次のように改める。

9 区長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の11の項を次のように改める。

11 区長	知的障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の12の項中「生活保護関係情報」を「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」に改め、同表の13の項中「身体障害者手帳

関係情報」を「身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）」に、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の14の項から16の項までを次のように改める。

14 区長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの
15及び16 削除		

別表第2の18の項中「精神障害者保健福祉手帳関係情報」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）」に、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の19の項中「中国残留邦人等支援給付等の」を「中国残留邦人等支援給付の」に、「中国残留邦人等支援給付等関係事務」を「中国残留邦人等支援給付関係事務」に、

「	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
	知的障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規

を  
「

則で定めるもの

老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの

介護保険法による地域支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの

知的障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの

老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 20 の項中「介護保険法」の次に「（平成 9 年法律第 123 号）」を加え、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の 21 の項中

「

国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

を  
「

中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 2 2 の項及び 2 3 の項を次のように改める。

2 2	削除		
2 3	区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 2 4 の項の次に次のように加える。

2 4 の 2	区長	昭和 2 9 年社発第 3 8 2 号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施の取扱いに準じた事務に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
			身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			知的障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの
			区心身障害者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
			区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

	区難病患者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
	介護サービス利用者負担額の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの
	心身障害者タクシー運賃等助成関係情報であって規則で定めるもの
	心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報であって規則で定めるもの
	都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	都難病患者等医療費等助成関係情報であって規則で定めるもの
	都重度心身障害者手当支給関係情報であって規則で定めるもの
	都精神通院医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	都結核患者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の26の項中

	区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの
--	---------------------------

	区難病患者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの
	区難病患者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 27 の項中

	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 28 の項中

--	--

を

「

区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの

区心身障害者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

」

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの

区心身障害者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同表の 29 の項及び 30 の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の 31 の項を削り、同表の 30 の 2 の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同項を同表の 31 の項とし、同表の 32 の項及び 34 の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の 38 の項中

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

」

を

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

」

	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
--	-------------------------

に改め、同表の39の2の項中

	地方税関係情報であって規則で定めるもの
--	---------------------

を

	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の39の2の2の項を削り、同表の39の3の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に、

	区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--

に改め、同表の40の項、42の項及び43の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改める。

別表第3の2の項中「中国残留邦人等支援給付等関係事務」を「中国残留邦人等支援給付関係事務」に改め、同表の2の2の項を削り、同表の3の項中「外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収」を「昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施の取扱いに準じた事務」に改める。

第3条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第47条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定（杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条の改正規定、同条例別表第1中16の項を削り、15の2の項を16の項とする改正規定、同条例別表第2の38の項及び39の2の項の改正規定並びに同表の39の2の2の項を削る改正規定を除く。）は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（設置）</p> <p>第1条 杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）に基づく情報公開制度、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号。以下「住基条例」という。）に基づく住民基本台帳事務並びに杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成16年杉並区条例第17号。以下「防犯カメラ条例」という。）に基づく防犯カメラの設置等に関する事務の適正かつ円滑な運営を推進し、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に基づく特定個人情報（番号利用法第2条第9項に規定する</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）に基づく情報公開制度、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号。以下「住基条例」という。）に基づく住民基本台帳事務並びに杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成16年杉並区条例第17号。以下「防犯カメラ条例」という。）に基づく防犯カメラの設置等に関する事務の適正かつ円滑な運営を推進し、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に基づく特定個人情報（番号利用法第2条第8項に規定する</p>

特定個人情報をいう。以下同じ。)の  
取扱いの適正を確保するため、杉並区  
情報公開・個人情報保護審議会(以下  
「審議会」という。)を置く。

特定個人情報をいう。以下同じ。)の  
取扱いの適正を確保するため、杉並区  
情報公開・個人情報保護審議会(以下  
「審議会」という。)を置く。

第2条による改正(杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の  
一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>

第3条による改正(杉並区特別区税条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(種別割の減免) 第47条 略</p>	<p>(種別割の減免) 第47条 略</p>

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（番号利用法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) 略

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（番号利用法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) 略

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第2号

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和50年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第8項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第12項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第21項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区職員の退職手当に関する条例第15条第8項（第4号に係る部分に限り、同条第9項において準用する場合を含む。）及び第12項の規定は、退職職員（退職した杉並区職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

## 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第15条 略	第15条 略
2～7 略	2～7 略
8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) <u>安定した職業</u> に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額	(4) <u>職業</u> に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
(5)及び(6) 略	(5)及び(6) 略
9～11 略	9～11 略
12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、 <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第4項の</u>	12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める</u>

規定により基本手当を支給したものと  
みなされる日数に相当する日数分の第  
1項又は第3項の規定による退職手当  
の支給があつたものとみなす。

13及び14 略

附 則

1～20 略

21 令和9年3月31日以前に退職し  
た職員に対する第15条第7項の規定  
の適用については、同項中「第28条  
まで」とあるのは「第28条まで及び  
附則第5条」と、同項第2号中「イ  
雇用保険法第22条第2項に規定する  
厚生労働省令で定める理由により就職  
が困難な者であつて、同法第24条の  
2第1項第2号に掲げる者に相当する  
者として規則で定める者に該当し、か  
つ、区長が同項に規定する指導基準に

\_\_\_\_\_日数分の第  
1項又は第3項の規定による退職手当  
の支給があつたものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項  
第1号イに該当する者に係る就業促  
進手当に相当する退職手当 当該退  
職手当の支給を受けた日数に相当す  
る日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項  
第1号ロに該当する者に係る就業促  
進手当に相当する退職手当 当該就  
業促進手当について同条第5項の規  
定により基本手当を支給したものと  
みなされる日数に相当する日数

13及び14 略

附 則

1～20 略

21 令和7年3月31日以前に退職し  
た職員に対する第15条第7項の規定  
の適用については、同項中「第28条  
まで」とあるのは「第28条まで及び  
附則第5条」と、同項第2号中「イ  
雇用保険法第22条第2項に規定する  
厚生労働省令で定める理由により就職  
が困難な者であつて、同法第24条の  
2第1項第2号に掲げる者に相当する  
者として規則で定める者に該当し、か  
つ、区長が同項に規定する指導基準に

照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

めたもの」とあるのは「イ 雇用保険  
ウ 特定退職

法第22条第2項に規定する厚生労働者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する理由により就職が困難な1項に規定する地域内に居住し、かつ、同法第24条の2第1項つ、区長が同法第24条の2第1項に第2号に掲げる者に相当する者として規定する指導基準に照らして再就職を規則で定める者に該当し、かつ、区長促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する指導基準に照らして職業指導を行うこと  
再就職を促進するために必要な職業安  
とが適当であると認められたもの（アに掲  
定法第4条第4項に規定する職業指導  
げる者を除く。）

を行うことが適当であると認められたも

の  
とする。  
」

22～33 略

照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

めたもの」とあるのは「イ 雇用保険  
ウ 特定退職

法第22条第2項に規定する厚生労働者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する理由により就職が困難な1項に規定する地域内に居住し、かつ、同法第24条の2第1項つ、区長が同法第24条の2第1項に第2号に掲げる者に相当する者として規定する指導基準に照らして再就職を規則で定める者に該当し、かつ、区長促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する指導基準に照らして職業指導を行うこと  
再就職を促進するために必要な職業安  
とが適当であると認められたもの（アに掲  
定法第4条第4項に規定する職業指導  
げる者を除く。）

を行うことが適当であると認められたも

の  
とする。  
」

22～33 略

杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区条例第3号

杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例（平成27年杉並区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次条各号」を「次条第1項各号」に改め、同条第2項中「杉並区介護保険運営協議会」の次に「（以下「協議会」という。）」を加える。

第4条第1項各号中「1人」を「当該地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1人」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該複数の地域包括支援センターに前項各号に掲げる職員をそれぞれ当該区域内の第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1人置くことにより、当該区域内のそれぞれの地域包括支援センターが同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は同項各号に掲げる職員のうち異なる2以上のものとし、当該職員の員数はそれぞれ1人とする。

3 前2項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数及び当該地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、前2項の規定による常勤の職員に代えて、当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センター

の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法により、前2項の規定による常勤の職員の員数に相当する員数の職員を置くものとするができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、<u>次条第1項各号</u>に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターは、杉並区介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及び当該職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、<u>次条各号</u> _____ に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターは、杉並区介護保険運営協議会 _____ の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及び当該職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者</p>

<p><u>当該地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1人</u></p>	<p><u>1人</u></p>
<p>(2) <u>社会福祉士その他これに準ずる者 当該地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1人</u></p>	<p>(2) <u>社会福祉士その他これに準ずる者 1人</u></p>
<p>(3) <u>主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 当該地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1人</u></p>	<p>(3) <u>主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人</u></p>
<p><u>2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該複数の地域包括支援センターに前項各号に掲げる職員をそれぞれ当該区域内の第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1人置くことにより、当該区域内のそれぞれの地域包括支援センターが同項の基準を満たすも</u></p>	

のとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は同項各号に掲げる職員のうち異なる2以上のものとし、当該職員の員数はそれぞれ1人とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数及び当該地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、前2項の規定による常勤の職員に代えて、当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法により、前2項の規定による常勤の職員の員数に相当する員数の職員を置くものとすることができる。

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区条例第4号

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年杉並区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第151条第12項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

第2条 杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(従業者の配置の基準)	(従業者の配置の基準)
第151条 略	第151条 略
2～11 略	2～11 略
12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。） <u>、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u>により当該事業所の利用者の処</u>	12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。） <u>、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士又は</u></u> 機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、 <u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u> により当該事業所の利用者の処

遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～16 略

遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～16 略

第2条による改正（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 家庭的保育事業者等は、次の各号のいずれにも該当する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、区等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 家庭的保育事業者等は、次の各号のいずれにも該当する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、区等の栄養士 _____ により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士 _____</p>

栄養士による必要な配慮が行われて  
いること。

(3)～(5) 略

2 略

\_\_\_\_\_による必要な配慮が行われて  
いること。

(3)～(5) 略

2 略

杉並区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第5号

杉並区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

杉並区公衆浴場法施行条例（平成24年杉並区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ウ中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、区長は、この基準(ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。)により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>大腸菌数</u>は、1ミリリットル中に1個以下とすること。</p> <p>エ 略</p> <p>(7)～(41) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、区長は、この基準(ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。)により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>大腸菌群数</u>は、1ミリリットル中に1個以下とすること。</p> <p>エ 略</p> <p>(7)～(41) 略</p> <p>2及び3 略</p>

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第6号

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例（平成27年杉並区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学（以下この号及び次号において単に「大学」という。）、同法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（以下この号及び次号において「短期大学等」という。）又は同法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（以下この号及び次号において「高等学校等」という。）において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については3年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、高等学校等を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 大学、短期大学等又は高等学校等において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については4年以上、

短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第1項第3号から第5号までを削り、同項第6号を同項第3号とし、同項第7号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項を次のように改める。

- 2 1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年」とあるのは「1年6月」と、「5年」とあるのは「2年6月」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同項第3号中「10年」とあるのは「5年」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第3条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)</u>若しくは<u>旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学(以下この号及び次号において単に「大学」という。)</u>、<u>同法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは<u>高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(以下この号及び次号において「短期大学等」という。)</u>又は<u>同法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(以下この号及び次号において「高等学校等」という。)</u>において<u>土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、</u></p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第3条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)</u>の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>

修了した後)、大学を卒業した者について  
は3年以上、短期大学等を卒業した者  
(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)  
については5年以上、高等学校等を卒業した者  
については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験  
を有する者

(2) 大学、短期大学等又は高等学校等において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程  
(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)  
を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、大学を卒業した者  
については4年以上、短期大学等を卒業した者  
(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)  
については6年以上、高等学校等を卒業した者  
については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)  
若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒

業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第1号及び前2号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 規則で定めるところにより、前3号に掲げる者と同等以上の技能を

(6) 略

(7) 規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を

有すると認められる者

2 1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年」とあるのは「1年6月」と、「5年」とあるのは「2年6月」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同項第3号中「10年」とあるのは「5年」とそれぞれ読み替えるものとする。

有すると認められる者

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年」とあるのは「1年6箇月」と、同項第3号中「5年」とあるのは「2年6箇月」と、同項第4号中「7年」とあるのは「3年6箇月」と、同項第5号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同項第6号中「10年」とあるのは「5年」とそれぞれ読み替えるものとする。

杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第7号

### 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 法第6条の3第23項の乳児又は幼児をいう。
- (2) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳幼児をいう。
- (3) 乳児等通園支援事業者 乳児等通園支援事業を行う者をいう。
- (4) 乳児等通園支援事業所 乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。
- (5) 乳児等通園支援 乳幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

#### (最低基準の目的)

第3条 最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

#### (最低基準の向上)

第4条 区長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営

を向上させるよう勧告することができる。

- 2 杉並区（以下「区」という。）は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（乳児等通園支援事業者の責務）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業者が行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止を十分に考慮して設けられなければならない。

（非常災害対策）

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意を払い、及び訓練を行うよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通

園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する乳児等通園支援事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の乳児等通園支援事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（職員の一般的要件）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を当該社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に食事を提供する場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法による場合を含む。）には、当該乳児等通

園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(運営規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所ごとに、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 利用乳幼児の保護者から受領する費用の種類、その額及び支払を求める理由
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(帳簿の整備)

第18条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所ごとに、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援の内容)

第21条 乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第22条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第23条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって、次項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所若しくは認定こども園又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第26条第4号において同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)が当該施設又は当該事業に係る利用定員の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から当該利用児童数を減じた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(一般型乳児等通園支援事業所の職員)

第25条 一般型乳児等通園支援事業所には、乳児等通園支援従事者（保育士又は区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者をいう。以下この条において同じ。）を置かなければならない。

2 一般型乳児等通園支援事業所において、乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1か所につき2人を下回ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該乳児等通園支援従事者のうち1人以上が専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者であるときは、この限りでない。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は家庭的保育事業、小規模保育事業その他の事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育所その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が行われ、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。

(1) 保育所 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）に定める保育所の設備及び職員の基準

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）に定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設備及び職員の基準

(3) 幼保連携型認定こども園 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東京都条例第122号）に定める幼保連携型認定こども園の設備及び職員の基準

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）に定める家庭的保育事業等を行う事業所の設備及び職員の基準

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区条例第8号

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部杉並区民生委員推せん会の項から杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会の項までの規定中「14,500円」を「17,500円」に、「12,000円」を「15,000円」に改め、同部杉並区防災会議の項中「12,000円」を「15,000円」に改め、同部杉並区特別職報酬等審議会の項及び杉並区都市計画審議会の項中「14,500円」を「17,500円」に、「12,000円」を「15,000円」に改め、同部杉並区大気汚染障害者認定審査会の項及び杉並区情報公開・個人情報保護審査会の項中「19,000円」を「21,000円」に、「16,500円」を「18,500円」に改め、同部杉並区情報公開・個人情報保護審議会の項中「14,500円」を「17,500円」に、「12,000円」を「15,000円」に改め、同部杉並区建築紛争調停委員会の項中「19,000円」を「21,000円」に、「16,500円」を「18,500円」に改め、同部杉並区建築審査会の項中「19,000円」を「21,000円」に、「委員日額 16,500円」を「委員日額及び専門調査員日額 16,500円」に改め、同部杉並区自転車等駐車対策協議会の項中「14,500円」を「17,500円」に、「12,000円」を「15,000円」に改め、同部杉並区感染症の診査に関する協議会の項中「19,000円」を「21,000円」に、「16,500円」を「18,500円」に改め、同部杉並区介護

認定審査会の項中「会長」を「会長日額」に改め、同部杉並区介護保険運営協議会の項から杉並区生活安全協議会の項までの規定及び同部杉並区環境清掃審議会の項中「14,500円」を「17,500円」に、「12,000円」を「15,000円」に改め、同部杉並区国民保護協議会の項中「12,000円」を「15,000円」に改め、同部杉並区障害者介護給付費等の支給に関する審査会の項中「会長」を「会長日額」に、「19,000円」を「21,000円」に、「16,500円」を「18,500円」に改め、同部杉並区まちづくり景観審議会の項から杉並区子ども・子育て会議の項までの規定及び同部杉並区表彰審査会の項から杉並区空家等対策協議会の項までの規定中「14,500円」を「17,500円」に、「12,000円」を「15,000円」に改め、同部杉並区行政不服審査会の項から杉並区災害弔慰金等支給審査会の項までの規定中「19,000円」を「21,000円」に、「16,500円」を「18,500円」に改め、同部杉並区公契約審議会の項から杉並区ジェンダー平等に関する審議会の項までの規定及び同表教育委員会の部杉並区文化財保護審議会の項から杉並区立郷土博物館運営協議会の項までの規定中「14,500円」を「17,500円」に、「12,000円」を「15,000円」に改め、同部杉並区いじめ問題対策委員会の項中「14,500円」を「21,000円」に、「12,000円」を「18,500円」に改め、同表区長又は教育委員会の部杉並区プロポーザル選定委員会の項中「19,000円」を「21,000円」に、「16,500円」を「18,500円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る報酬について適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。

報酬額改定一覧表

附属機関の名称	報 酬 の 額	
	改 正 後	現 行
杉並区民生委員 推せん会	委員長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	委員長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区財産価格 審議会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長月額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区青少年問 題協議会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区国民健康 保険事業の運営 に関する協議会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区防災会議	日額 <u>15,000円</u>	日額 <u>12,000円</u>
杉並区特別職報 酬等審議会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区都市計画 審議会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区大気汚染 障害者認定審査 会	会長日額 <u>21,000円</u> 委員日額 <u>18,500円</u>	会長日額 <u>19,000円</u> 委員日額 <u>16,500円</u>
杉並区情報公開 ・個人情報保護 審査会	会長日額 <u>21,000円</u> 委員日額 <u>18,500円</u>	会長日額 <u>19,000円</u> 委員日額 <u>16,500円</u>
杉並区情報公開 ・個人情報保護 審議会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区建築紛争 調停委員会	会長日額 <u>21,000円</u> 委員日額 <u>18,500円</u>	会長日額 <u>19,000円</u> 委員日額 <u>16,500円</u>
杉並区建築審査 会	会長日額 <u>21,000円</u> 委員日額及び専門調査員日額 <u>18,500円</u>	会長日額 <u>19,000円</u> 委員日額及び専門調査員日額 <u>16,500円</u>
杉並区自転車等 駐車対策協議会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区感染症の	委員長日額 <u>21,000円</u>	委員長日額 <u>19,000円</u>

診査に関する協議会	委員日額 <u>18,500円</u>	委員日額 <u>16,500円</u>
杉並区介護保険運営協議会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区特定商業施設の出店及び営業に伴う住宅地環境審議会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区NPO等活動推進協議会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区名誉区民審議会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区生活安全協議会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区環境清掃審議会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区国民保護協議会	日額 <u>15,000円</u>	日額 <u>12,000円</u>
杉並区障害者介護給付費等の支給に関する審査会	会長日額及び合議体の長日額 <u>21,000円</u> 委員日額 <u>18,500円</u>	会長日額及び合議体の長日額 <u>19,000円</u> 委員日額 <u>16,500円</u>
杉並区まちづくり景観審議会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区文化・芸術振興審議会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区産業振興審議会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区子ども・子育て会議	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区表彰審査会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区健康づくり推進協議会	会長日額 <u>17,500円</u> 委員日額 <u>15,000円</u>	会長日額 <u>14,500円</u> 委員日額 <u>12,000円</u>
杉並区空家等対	会長日額 <u>17,500円</u>	会長日額 <u>14,500円</u>

策協議会	委員日額	<u>15,000円</u>	委員日額	<u>12,000円</u>
杉並区行政不服 審査会	会長日額	<u>21,000円</u>	会長日額	<u>19,000円</u>
	委員日額	<u>18,500円</u>	委員日額	<u>16,500円</u>
杉並区狭あい道 路の拡幅に関す る協議会	会長日額	<u>21,000円</u>	会長日額	<u>19,000円</u>
	委員日額	<u>18,500円</u>	委員日額	<u>16,500円</u>
杉並区がん検診 精度管理審議会	会長日額	<u>21,000円</u>	会長日額	<u>19,000円</u>
	委員日額	<u>18,500円</u>	委員日額	<u>16,500円</u>
杉並区胃内視鏡 検査による胃が ん検診精度管理 審議会	会長日額	<u>21,000円</u>	会長日額	<u>19,000円</u>
	委員日額	<u>18,500円</u>	委員日額	<u>16,500円</u>
杉並区災害弔慰 金等支給審査会	会長日額	<u>21,000円</u>	会長日額	<u>19,000円</u>
	委員日額	<u>18,500円</u>	委員日額	<u>16,500円</u>
杉並区公契約審 議会	会長日額	<u>17,500円</u>	会長日額	<u>14,500円</u>
	委員日額	<u>15,000円</u>	委員日額	<u>12,000円</u>
杉並区地域公共 交通活性化協議 会	会長日額	<u>17,500円</u>	会長日額	<u>14,500円</u>
	委員日額	<u>15,000円</u>	委員日額	<u>12,000円</u>
杉並区ジェンダ ー平等に関する 審議会	会長日額	<u>17,500円</u>	会長日額	<u>14,500円</u>
	委員日額	<u>15,000円</u>	委員日額	<u>12,000円</u>
杉並区文化財保 護審議会	会長日額	<u>17,500円</u>	会長日額	<u>14,500円</u>
	委員日額	<u>15,000円</u>	委員日額	<u>12,000円</u>
杉並区立図書館 協議会	会長日額	<u>17,500円</u>	会長日額	<u>14,500円</u>
	委員日額	<u>15,000円</u>	委員日額	<u>12,000円</u>
杉並区社会教育 委員	議長日額	<u>17,500円</u>	議長日額	<u>14,500円</u>
	委員日額	<u>15,000円</u>	委員日額	<u>12,000円</u>
杉並区立郷土博 物館運営協議会	会長日額	<u>17,500円</u>	会長日額	<u>14,500円</u>
	委員日額	<u>15,000円</u>	委員日額	<u>12,000円</u>
杉並区いじめ問 題対策委員会	会長日額	<u>21,000円</u>	会長日額	<u>14,500円</u>
	委員日額	<u>18,500円</u>	委員日額	<u>12,000円</u>
杉並区プロポー ザル選定委員会	会長日額	<u>21,000円</u>	会長日額	<u>19,000円</u>
	委員日額	<u>18,500円</u>	委員日額	<u>16,500円</u>

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第9号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

1箇所当たり	1,375円
1台当たり	956円
同	2,154円
同	3,351円
1本当たり	1,856円
1メートル当たり	137円
同	165円
同	412円
同	825円
1平方メートル当たり	1,375円
1本当たり	1,100円
1メートル当たり	165円
同	412円
同	825円
1箇所当たり	1,375円
同	550円
1平方メートル当たり (地上露出部分)	1,038円
同 (地下部分)	412円

を

同 687円
同 1,184円

1か所当たり 1,432円
1台当たり 994円
同 2,240円
同 3,485円
1本当たり 1,933円
1メートル当たり 143円
同 171円
同 429円
同 859円
1平方メートル当たり 1,432円
1本当たり 1,145円
1メートル当たり 171円
同 429円
同 859円
1か所当たり 1,432円
同 572円
1平方メートル当たり 1,245円 (地上露出部分)
同 429円 (地下部分)
同 716円
同 1,420円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用の許可

を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

## 別表第3 改定資料

(改定後)

(現 行)

区 分		使用料の額 (月額)	使用料の額 (月額)
公衆電話所		1か所当たり 1, 432円	1か所当たり 1, 375円
自動販売機等	小型 (0.5平方メートル未満)	1台当たり 994円	1台当たり 956円
	中型 (0.5平方メートル以上1平方メートル未満)	同 2, 240円	同 2, 154円
	大型 (1平方メートル以上)	同 3, 485円	同 3, 351円
電柱等	本柱、支柱又は支線	1本当たり 1, 933円	1本当たり 1, 856円
電線		1メートル当たり 143円	1メートル当たり 137円
地下電線	外径40センチメートル未満のもの	同 171円	同 165円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同 429円	同 412円
	外径1メートル以上のもの	同 859円	同 825円
鉄塔		1平方メートル当たり 1, 432円	1平方メートル当たり 1, 375円
標識		1本当たり 1, 145円	1本当たり 1, 100円
水道管、下水道管、ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル当たり 171円	1メートル当たり 165円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同 429円	同 412円
	外径1メートル以上のもの	同 859円	同 825円
変圧塔、マンホールの種類		1か所当たり 1, 432円	1か所当たり 1, 375円
郵便差出箱又は信書便差出箱		同 572円	同 550円
地下の占用物件		1平方メートル当たり	1平方メートル当たり

	1, 245円 (地上露出部分)	1, 038円 (地上露出部分)
	同 429円 (地下部分)	同 412円 (地下部分)
高架の占用物件	同 716円	同 687円
天体、気象又は土地の観測施設	同 1, 420円	同 1, 184円

杉並区役所庁舎整備基金条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第10号

### 杉並区役所庁舎整備基金条例

#### (設置)

第1条 区役所庁舎の整備資金に充てるため、杉並区役所庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

#### (繰替運用)

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長

が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区子どもの権利に関する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第11号

### 杉並区子どもの権利に関する条例

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利の保障等（第4条・第5条）

第3章 区の責務及び保護者、子ども関係施設等、区民等の役割（第6条—第10条）

第4章 子どもの権利の保障に関する施策等（第11条—第18条）

第5章 杉並区子どもの権利救済委員（第19条—第25条）

第6章 委任（第26条）

##### 附則

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重される、かけがえのない存在です。

全ての子どもは、児童の権利に関する条約に定められた権利が保障されています。この子どもの権利は、何かと引き換えに保障されるものではありません。

しかしながら、子どもを取り巻く環境が変化の中で、自分らしく生きることの難しさや、いじめ、虐待、貧困等による様々な困難を抱える子どももおり、子どもの権利が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。

大人は、子どもをただ守られる存在としてではなく、社会の一員として尊重し、子どもが安心して健やかに成長できるようにする役割を担っています。

全ての大人は、子どもと子どもの権利について理解を深めるとともに、子どもの思い・考え・意見を聴き、真剣に受け止め、保護者、区民及び事業者等それぞれの立場で役割を積極的に果たすことを通じて、地域全体で子どもの権利の保障に取り

組んでいくことが必要です。

このような考えの下、子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約、こども基本法（令和4年法律第77号）及び東京都こども基本条例（令和3年東京都条例第51号）の精神にのっとり、子どもの権利の保障に関し、基本理念を定め、杉並区（以下「区」という。）、保護者、子ども関係施設、区民（区内に住み、働き、又は学ぶ者をいう。以下同じ。）及び事業者（区内において、事業活動を行うものをいう。以下同じ。）の責務等を明らかにし、子どもの権利の保障に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に満たない者（その心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、当該者に準ずると認められる者を含む。）であつて、区内に居住し、区内において就労し、又は区内にある子ども関係施設に就学し、入所し、若しくは通所し、若しくは当該子ども関係施設を利用するものをいう。
- (2) 保護者 親その他の親権を行う者、未成年後見人、里親その他の者で、子どもを現に監護し、又は養育するものをいう。
- (3) 子ども関係施設 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校又は各種学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設その他の子どもを教育し、又は育成することを目的とする施設又は事業を行う者をいう。

### (基本理念)

第3条 子どもに関する施策は、全ての子どもについて、差別的取扱いを受けることがないようにすること、その意見を尊重すること、その最善の利益を考慮する

こと及びその健やかな成長が図られることを基本理念として行われなければならない。

## 第2章 子どもの権利の保障等

(子どもの権利の保障)

第4条 全ての子どもは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利その他の権利を有する。

- (1) 安心して生きる権利 次のアからエまでに定めること。
  - ア 生命及び健康が大切にされること。
  - イ その人格を尊重され、愛されること。
  - ウ 私生活の秘密が侵されず、他人から過度に干渉を受けないこと。
  - エ 安心できる居場所を確保することができること。
- (2) 自分らしく生きる権利 次のア及びイに定めること。
  - ア 一人ひとりが個人として尊重されること。
  - イ その興味又は関心等に応じた活動に取り組むことができること。
- (3) 育つ権利 次のアからウまでに定めること。
  - ア 必要な支援を受けながら、多様かつ適切な環境で学ぶことができること。
  - イ 年齢及び発達に応じて遊ぶことができること。
  - ウ 十分に休息することができること。
- (4) 意見を聴かれる権利 次のアからウまでに定めること。
  - ア 必要な情報を得て、意見を表明することができること。
  - イ 表明した意見が尊重されること。
  - ウ 多様な社会的活動に参画することができること。
- (5) 守られる権利 次のア及びイに定めること。
  - ア 暴力、虐待、いじめ、体罰その他の子どもの品位を傷つけ、又はその心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動（以下「暴力等」という。）から保護されること。
  - イ 暴力等による被害を受けた場合に、適切かつ迅速に支援及び救済を受けることができること。
- (6) 個別の必要に応じて支援を受ける権利 次のア及びイに定めること。

ア 子ども及びその家族の国籍、民族、性別、性自認、性的指向、財産の状況、障害の有無その他の属性又は状況により分け隔てられることなく共生できること。

イ その置かれている状況に応じ必要な支援を受けることができること。

2 何人も、前項の子どもの権利を尊重しなければならない。

(暴力等の禁止等)

第5条 何人も、子どもに対して、暴力等をしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、何人も、子どもに対して、不当な差別的取扱いその他の権利利益を不当に侵害する行為をしてはならない。

第3章 区の責務及び保護者、子ども関係施設等、区民等の役割

(区の責務)

第6条 区は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの権利の保障に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護し、又は養育する子どもの意見を聴き、これを尊重しつつ、その最善の利益を優先して考慮するよう努めるものとする。

3 保護者は、その監護し、又は養育する子どもが安心して安全に暮らすことができる生活環境の確保に努めるものとする。

(子ども関係施設等の役割)

第8条 子ども関係施設及びその職員は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 子ども関係施設及びその職員は、子どもの意見を適切な方法により把握し、これを尊重して施設の運営を行うよう努めるものとする。

3 子ども関係施設及びその職員は、子どもが安心して安全に過ごすことができる

環境を整備するよう努めるものとする。

- 4 子ども関係施設及びその職員は、子どもの権利について子どもに周知を図るとともに、子どもからの相談に対応する体制を整備するよう努めるものとする。

(区民の役割)

第9条 区民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深め、子どもの意見を尊重し、子どもが社会的活動に参画する機会を確保するとともに、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深め、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するとともに、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

#### 第4章 子どもの権利の保障に関する施策等

(子どもの権利の保障に関する施策についての計画及び検証)

第11条 区は、子どもの権利の保障に関する施策についての計画を定めるものとする。

- 2 区は、子どもの権利の保障に関する施策の実施状況について検証し、改善を図るものとする。

- 3 第1項の規定による計画の策定及び前項の規定による検証に当たっては、子ども及び杉並区子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(相談体制の整備)

第12条 区は、子どもの権利に関し子ども及びその保護者その他の関係者が利用しやすい相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(暴力等の防止等のための措置)

第13条 区は、暴力等の防止、暴力等を受けた者等に対する相談の実施及び暴力等を受けた者の救済のために必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの居場所の確保)

第14条 区は、子どもの年齢及び発達の種類、その置かれている環境等に応じて、必要な居場所が確保されるよう、必要な環境の整備その他の必要な措置を講ずる

ものとする。

(子どもの意見表明等)

第15条 区は、子どもが必要な情報を得て意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、その意見がどのように考慮されたかについて子どもが理解できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 区は、子どもが意見を形成し、又は表明するために必要な支援を行うものとする。

3 区は、子どもがその年齢及び発達の程度に応じて多様な社会的活動に参画する機会が確保されるよう、必要な環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの権利に関する啓発活動及び支援)

第16条 区は、子どもの権利について、子どもが理解を深められるよう、必要な広報その他の啓発活動に努めるとともに、これを学習するための必要な支援を行うものとする。

2 区は、子どもの権利について、保護者、子ども関係施設及びその職員、区民並びに事業者の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(子ども等に対する支援等)

第17条 区は、子どもの年齢及び発達程度、その置かれている環境等に応じて、子ども及びその保護者に対し、必要な支援を行うものとする。

2 区は、子ども及びその保護者が地域社会から孤立することのないよう、地域において子ども及びその保護者を見守るための体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 区は、子ども関係施設が実施する子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援を行うものとする。

(関係者相互の連携の確保)

第18条 区は、子どもに関する施策が適切かつ円滑に行われるよう、子どもに関する施策に係る機関及び地域において子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

第5章 杉並区子どもの権利救済委員

(設置)

第19条 子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、区長の附属機関として、杉並区子どもの権利救済委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの権利についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害について、必要な調査、調整及び要請を行うこと。
- (3) 子どもの権利の侵害を防ぐため、区長に意見を述べること。
- (4) 子どもの権利に関する啓発活動を行うこと。

3 委員は、3人以内とし、人格が高潔で社会的信望があり、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して3期を超えることとなるときは、この限りでない。

6 委員は、それぞれ独立してその職務を行う。ただし、特に困難な相談又は救済の申立ての処理その他必要な場合については、合議によることができる。

7 区は、委員の職務の遂行について、その独立性を尊重するとともに、必要な体制の整備等の協力及び援助を行わなければならない。

(解嘱)

第20条 区長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。

2 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されないことがない。

(責務)

第21条 委員は、基本理念にのっとり、子どもの意見を聴き、その意見を尊重して職務を遂行しなければならない。

2 委員は、子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、公正かつ中立な立場で適切かつ迅速に職務を遂行しなければならない。

3 委員は、関係機関等との連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

6 委員は、自己に関係のある事案については、その職務を行ってはならない。

(相談及び救済の申立て)

第22条 何人も、子どもの権利について、委員に対し、相談及び救済の申立てを行うことができる。

(調査及び調整)

第23条 委員は、前条の規定による救済の申立てがあった場合その他必要があると認めた場合には、その内容について調査を行うものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合においては、この限りでない。

2 委員は、救済に係る子ども又はその保護者からの救済の申立てに基づき前項の調査を行う場合を除き、調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、その子どもの生命及び心身を守るために必要がある場合において、その子どもが置かれている状況等を考慮し、同意を得ることが困難であると認めるときは、この限りでない。

3 委員は、調査を開始した後において、その必要がないと認めるときは、調査を打ち切ることができる。

4 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害からの救済を図るため、必要な調整を行うことができる。

(要請)

第24条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係者に対し、是正の措置を講ずるよう要請することができる。

2 区は、前項の規定による要請を受けたときは、これを尊重し、適切に対応しなければならない。

3 区は、第1項の規定による要請を受けたときは、委員に対し、是正の措置の状況を報告しなければならない。

4 区以外の者は、第1項の規定による要請を受けたときは、これを尊重し、適切に対応するよう努めるものとする。

(活動状況の報告及び公表)

第25条 委員は、毎年度、その活動の状況について、区長に報告するとともに、これを公表しなければならない。

#### 第6章 委任

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第19条第2項第1号から第3号まで及び第22条から第24条までの規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

杉並区子どもの権利救済委員	日額 23,000円
---------------	------------

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第12号

### 杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の74の項中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査」を「構造計算に関する高度の専門知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事又は建築副主事が、同項各号に規定する確認審査」に改め、同項ア中「5,600円」を「6,900円」に改め、同項イ中「9,400円」を「13,000円」に改め、同項ウ中「14,000円」を「21,000円」に改め、同項エ中「19,000円」を「25,000円」に改め、同項キ中「10,000平方メートル」を「1万平方メートル」に改め、同項ク中「10,000平方メートルを超え50,000平方メートル」を「1万平方メートルを超え5万平方メートル」に改め、同項ケ中「50,000平方メートル」を「5万平方メートル」に改め、同表の82の項ア中「11,000円」を「15,000円」に改め、同項イ中「12,000円」を「17,000円」に改め、同項ウ中「16,000円」を「25,000円」に改め、同項エ中「23,000円」を「31,000円」に改め、同表の86の項ア中「9,900円」を「12,000円」に改め、同項イ中「11,000円」を「16,000円」に改め、同項ウ中「15,000円」を「23,000円」に改め、同項エ中「21,000円」を「29,000円」に改め、同表の92の2の項ア中「5,600円」を「6,900円」に改め、同項イ中「9,400円」を「13,000円」に改め、同項ウ中「14,000円」を「21,000円」に改め、同項エ中「19,000円」を「25,000円」に改め、同表の92の11の項ア中「11,

000円」を「15,000円」に改め、同項イ中「12,000円」を「17,000円」に改め、同項ウ中「16,000円」を「25,000円」に改め、同項エ中「23,000円」を「31,000円」に改め、同表の92の15の項ア中「9,900円」を「12,000円」に改め、同項イ中「11,000円」を「16,000円」に改め、同項ウ中「15,000円」を「23,000円」に改め、同項エ中「21,000円」を「29,000円」に改め、同表の122の6の項中「建築基準法施行令」の次に「(昭和25年政令第338号)」を加え、同表の123の6の項及び123の7の項を次のように改める。

123の6 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額(申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			認定申請のとき。	
		ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると区長が定める機関(以下「適合性確認機関」という。)が認めた場合	(ア) 一戸建ての住宅		5,800円	
			(イ) (ア)以外の建築物	(1) 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	94,700円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	119,000円
					(2) 非住宅部分(住宅部分以外の建築物の部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円		
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円			
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円					
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	149,000円			

			もの		
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	188,000円	
イ ア以外の場合	(ア) 一戸建ての住宅	(1) 誘導仕様基準による場合（基準省令第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準による場合をいう。以下同じ。）	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	22,200円	
		(2) 仕様・計算併用法による場合（基準省令第10条第2号イ（1）及び同号ロ（2）又は同号イ（2）及び同号ロ（1）に定める基準による場合をいう。以下同じ。）	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	33,200円	
		(3) 標準計算法による場合（基準省令第10条第2号イ（1）及び同号ロ（1）に定める基準による場合をいう。この項、次項、123の9の項及び123の10の項において同じ。）	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	44,900円	
	(イ) (ア) 以外の建築物	(1) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	183,000円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円	
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			175,000円		
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの			256,000円		
標準計算法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	304,000円		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円		
			当該部分の床面積の	135,000円	

					合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	329,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	390,000円
			(2) 非住宅部分	モデル建物法による場合(基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による場合をいう。次項、123の9の項及び123の10の項において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	361,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	434,000円
				標準入力法等による場合(基準省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準による場合をいう。次項、123の9の項及び123の10の項において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	758,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	896,000円
123の	低炭素	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促				変更

7 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査

建築物新築等計画変更認定申請手数料

進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）

認定申請のとき。

ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると適合性確認機関が認めた場合	(ア) 一戸建ての住宅			4,100円		
		(イ) (ア) 以外の建築物	(1) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	66,500円	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	83,500円	
			(2) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	104,000円	
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	132,000円			
		イ ア以外の場合	(ア) 一戸建ての住宅	(1) 誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
					当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	15,100円
			(2) 仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	23,300円					
(3) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の			28,300円		

			合計が200平方メートル未満のもの	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	31,500円
(イ) (ア) 以外の建築物	(1) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	127,000円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	179,000円
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	213,000円
			標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		94,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		161,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		231,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの		273,000円
	(2) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円

					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	253,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	304,000円
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	531,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	627,000円

別表第1の123の8の2の項から123の8の4の項までを次のように改める。

123の8の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第10条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為をするときの当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額			申請又は通知のとき。
		ア 一戸建ての住宅	当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,500円	
			当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,700円	
			当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800円	
			当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	9,400円	

<p>一消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に掲げる建築行為をすするとき建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査</p>	<p>かどうかの審査手数料</p>		の					
		<p>イ ア以外の建築物の住宅部分</p>		当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,300円			
				当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200円			
				当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300円			
				当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900円			
				当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300円			
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,300円			
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	50,100円			
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの		68,900円					
<p>123の3の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料</p>	<p>次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額</p>				<p>提出又は通知のとき。</p>		
		<p>ア 提出又は通知に併せて当該建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅</p>	<p>(イ) (ア)以外の建築物</p>	<p>(1) 住宅部分</p>		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5,800円
							当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11,300円
							当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23,800円
							当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	52,800円
							当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	94,700円
							当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	119,000円
		<p>(2) 非住宅部分</p>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円				
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円							

				のもの	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	149,000円
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	188,000円
イ ア以外の場合	(ア) 一戸建ての住宅	(1) 仕様基準等による場合 (基準省令第1条第1項第2号イただし書又は同号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による場合をいう。以下同じ。)		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	22,200円
		(2) 仕様・計算併用法等による場合(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イただし書若しくは同号イ(2)及び同号ロ(1)に定める基準による場合をいう。以下同じ。)		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	33,200円
		(3) 標準計算法による場合 (基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準による場合をいう。この項から123の8の5の項までにおいて同じ。)		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	44,900円
	(イ) (ア)以外の建築物	(1) 住宅部分	仕様基準等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	183,000円
仕様・計算併用法等による場合			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円

		000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	256,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	304,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	329,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	390,000円
	(2) 非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場若しくはと畜場、汚物処理場又はごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）又は自動車車庫等（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項各号に掲げる用途をいう。以下同じ。）のみの場合における非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	149,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	188,000円
	(3) (2)以外の非住宅部分 モデル建物法による場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による場合をいう。次項及び123の8の5の項において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円

					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	361,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	434,000円
				標準入力法等による場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による場合をいう。次項及び123の8の5の項において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	758,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	896,000円
123の8の4	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更審査手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額				提出又は通知のとき。
		ア 提出又は通知に併せて当該建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	(ア) 一戸建ての住宅			4,100円
			(イ) (ア) 以外の建築物	(1) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	66,500円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	83,500円
				(2) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円

				0平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	104,000円	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	132,000円	
イ ア以外の場合	(ア) 一戸建ての住宅	(1) 仕様基準等による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	15,100円	
		(2) 仕様・計算併用法等による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	23,300円	
		(3) 標準計算法による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	31,500円	
	(イ) (ア)以外の建築物	(1) 住宅部分	仕様基準等による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	127,000円
仕様・計算併用法等による場合			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円		
			当該部分の床面積の合計が2,000平	122,000円		

		方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	179,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	213,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	231,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	273,000円
		(2) 非住宅部分の用途が工場等又は自動車車庫等のみの場合における非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		13,800円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		22,200円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		66,100円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		104,000円
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの		132,000円
	(3) (2)以外の非住宅部分	モデル建物法による場合	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル	119,000円

					未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	253,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	304,000円
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	531,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	627,000円

別表第1の123の8の4の項の次に次のように加える。

123の8の5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額				証明申請のとき。	
		ア 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に規定する軽微な変更に関する事項を示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(ア) 一戸建ての住宅				4,100円
			(イ) (ア) 以外の建築物	(1) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		8,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		16,700円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		37,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		66,500円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの		83,500円
	(2) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メ	8,000円				

性能確保計画の変更が軽微な変更していることの証明の申請に対する審査

				一トール未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	104,000円	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	132,000円	
イ ア以外の場合	(ア) 一戸建ての住宅	(1) 仕様基準等による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	15,100円	
		(2) 仕様・計算併用法等による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	23,300円	
		(3) 標準計算法による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	31,500円	
	(イ) (ア) 以外の建築物	(1) 住宅部分	仕様基準等による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	127,000円
仕様・計算併用法等による場合			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000	70,500円		

		0平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	179,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	213,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	231,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	273,000円
	(2) 非住宅部分の用途が工場等又は自動車車庫等の場合における非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	104,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	132,000円
	(3) (2)以外の非住宅部分	モデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円

					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	253,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	304,000円
			標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	531,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	627,000円

別表第1の123の9の項及び123の10の項を次のように改める。

123の9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）				認定申請のとき。
		ア 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す	(ア) 一戸建ての住宅		5,800円	
		(イ) (ア) 以外の建築物	(1) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円	
		当該部分の床面積の	94,700円			

					書類として区分長が定めるものが提出された場合	合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの			
						当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	119,000円		
						当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	148,000円		
					(2) 非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円	
							当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円	
							当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円	
							当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円	
							当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	149,000円	
							当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	188,000円	
							当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	235,000円	
						イ以外の場合	(ア) 一戸建ての住宅	(1) 誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの
					当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの				22,200円
					(2) 仕様・計算併用法による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円	
							当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円	
(3) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円							
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円							
(イ) (ア)以外の建築物	(1) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円					
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円					

		0平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	256,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	304,000円
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	354,000円
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		135,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		229,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		329,000円
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		390,000円
	当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの		449,000円
(2) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	129,000円

					メートル以上1,000平方メートル未満のもの			
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	361,000円		
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	434,000円		
					当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	509,000円		
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円		
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	758,000円		
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	896,000円		
					当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	1,020,000円		
123の10	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）						変更認定申請のとき。
	ア 申請に併せて建築物のエネルギー	(ア) 一戸建ての住宅				4,100円		
	(イ) (ア)以外の建築物	(1) 住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		8,000円		

建築物  
エネルギー消費性能  
向上計画の変更の認定  
申請に対する審査

一消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	66,500円
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	83,500円
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	103,000円
	(2) 非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	104,000円
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	132,000円
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	165,000円
イ ア以外の場合	(ア) 一戸建ての住宅	(1) 誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
		(2) 仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円
		(3) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の	28,300円

			合計が200平方メートル未満のもの	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円
(イ) (ア) 以外の建築物	(1) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	179,000円
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	213,000円
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	248,000円
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		161,000円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		231,000円	
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル以上のもの		273,000円	

		00平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	314,000円
(2) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	253,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	304,000円
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	357,000円
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		234,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		301,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		430,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		531,000円
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		627,000円
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの

別表第1の123の11の項を削り、同表の127の3の項中「第29条」を「第42条第1項」に改め、同表備考1中「、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料又は建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料」を「又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料」に、「が備えるべき」を「(123の8の3の項イ(イ)(2)、123の8の4の項イ(イ)(2)及び123の8の5の項イ(イ)(2)の非住宅部分の用途が工場等又は自動車車庫等のみの場合における非住宅部分を除く。)が備えるべき」に改め、「(123の8の2の項ア、123の8の3の項ア及び123の8の4の項アの非住宅部分の用途が工場等のみのものの場合並びに123の11の項アの場合を除く。)」を削り、「123の8の2の項イ、123の8の3の項イ、123の8の4の項イ又は123の11の項イ」を「123の8の3の項イ(イ)(3)、123の8の4の項イ(イ)(3)又は123の8の5の項イ(イ)(3)」に改め、同表備考2を削り、同表備考3中「(平成28年政令第8号)第4条第1項」を「第3条」に、「戸」を「戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)」に改め、「、その床面積に対する」を削り、「開口部」の次に「を有するもののうち、当該開口部」を、「割合が」の次に「当該階又はその一部の床面積の」を加え、「非住宅部分」を「建築物の部分」に改め、同表中備考3を備考2とし、備考4を削り、同表備考5中「(123の9の項ア及び123の10の項アの場合を除く。)」を削り、「123の9の項イ又は123の10の項イ」を「123の9の項イ(イ)(2)又は123の10の項イ(イ)(2)」に改め、同表中備考5を備考3とし、同表備考6中「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「に同条第3項」を「に同項」に改め、同表中備考6を備考4とし、同表備考7中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に改め、同表中備考7を備考5とし、備考8を備考6とし、同表備考9中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「123の8の2の項ア」を「123の8の3の項ア」に改め、同表中備考9を備考7とし、同表備考10中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「123の8の3の項ア」を「123の8の4の項ア」に改め、同表中備考

考10を備考8とし、同表備考11中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定変更審査手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」に改め、同表中備考11を備考9とし、同表備考12中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について誘導仕様基準による場合の手数料の額及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料について仕様基準等」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定変更審査手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料について仕様基準等による場合の手数料の額及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について誘導仕様基準」に改め、同表中備考12を備考10とする。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の127の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第13号

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和47年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

9, 3 5 0	9, 7 4 0
1 4, 3 0 0	1 4, 9 0 0
1 9, 3 0 0	2 0, 1 0 0
7, 7 2 0	8, 6 9 0
1 2, 4 0 0	1 3, 9 0 0
1 7, 0 0 0	1 9, 1 0 0
8 3 0	8 6 0
8 3	8 6
5 0	5 2
8, 1 8 0	8, 5 2 0
5, 0 1 0	5, 2 1 0
1 6, 7 0 0	1 7, 3 0 0
2 3, 4 0 0	2 4, 6 0 0
1 6, 7 0 0	1 7, 3 0 0
1 9 0	2 0 0
3 4 0	3 6 0
5 0 0	5 2 0
7 5 0	7 8 0
1, 0 0 0	1, 0 4 0

を

に、

1, 5 0 0
2, 0 0 0
3, 5 0 0
5, 0 1 0
1 0, 0 0 0
1 4, 8 0 0
1 6, 7 0 0

1, 5 6 0
2, 0 8 0
3, 6 5 0
5, 2 1 0
1 0, 4 0 0
1 7, 3 0 0
1 7, 3 0 0

1 1, 7 0 0
7, 0 2 0
1 0, 4 0 0
2 3 0
2 3, 4 0 0
2 3, 4 0 0
1 3, 3 0 0
2 3 0
2 3, 4 0 0
2 3 4, 0 0 0
1 1 7, 0 0 0
2 3, 4 0 0
8, 6 4 0
1 6, 7 0 0

1 2, 3 0 0
7, 4 0 0
1 1, 0 0 0
2 4 0
2 4, 6 0 0
2 4, 6 0 0
1 3, 9 0 0
2 4 0
2 4, 6 0 0
2 4 6, 7 0 0
1 2 3, 3 0 0
2 4, 6 0 0
1 0, 3 0 0
1 7, 3 0 0

を

に改

める。

第2条 杉並区公共溝渠条例（昭和28年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「379円」を「398円」に改める。

第3条 杉並区立公園条例（昭和51年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

956円
2,154円
3,351円

を

994円
2,240円
3,485円

に改める。

別表第3中

1,856円
1,100円
165円
412円
825円
137円
165円
412円
825円
1,375円
1,375円
550円
1,375円
地上露出部分 1,038円
地下部分 412円
687円
1,184円
10,800円
1,912円
16,875円
45円
45円

を

1,933円
1,145円
171円
429円
859円
143円
171円
429円
859円
1,432円
1,432円
572円
1,432円
地上露出部分 1,245円
地下部分 429円
716円
1,420円
11,280円
1,997円
17,625円
47円
47円

に改める。

別表第5中	「	1, 912円	を	「	1, 997円	に改める。
		16, 875円			17, 625円	
		45円			47円	
		45円			47円	
	」			」		

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の杉並区公共溝渠条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の杉並区立公園条例の規定は、施行日以後の公園施設の使用に係る使用料並びに公園の占用に係る占用料及び物件を設けない占用に係る利用料金について適用し、施行日前の公園施設の使用に係る使用料並びに公園の占用に係る占用料及び物件を設けない占用に係る利用料金については、なお従前の例による。

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例  
 新旧対照表（抄）

第2条による改正（杉並区公共溝渠条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（使用料の額及び算定方法）</p> <p>第9条 使用料は、使用面積により、1平方メートルにつき、月額<u>398円</u>に、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>（使用料の額及び算定方法）</p> <p>第9条 使用料は、使用面積により、1平方メートルにつき、月額<u>379円</u>に、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。</p> <p>2 略</p>

## 道路占用料改定資料

(改定後)

(現 行)

占 用 物 件		単 位	金 額	金 額
道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>9,740円</u>	<u>9,350円</u>
	第2種電柱		<u>14,900円</u>	<u>14,300円</u>
	第3種電柱		<u>20,100円</u>	<u>19,300円</u>
	第1種電話柱		<u>8,690円</u>	<u>7,720円</u>
	第2種電話柱		<u>13,900円</u>	<u>12,400円</u>
	第3種電話柱		<u>19,100円</u>	<u>17,000円</u>
	その他の柱類		<u>860円</u>	<u>830円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>86円</u>	<u>83円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>52円</u>	<u>50円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>8,520円</u>	<u>8,180円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>5,210円</u>	<u>5,010円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>17,300円</u>	<u>16,700円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>24,600円</u>	<u>23,400円</u>
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>17,300円</u>	<u>16,700円</u>	
法第32条	外径が0.04メートル	長さ1メートルに	<u>200円</u>	<u>190円</u>

第1項第2号に掲げる物件	ル未満のもの	つき1年		
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>360円</u>	<u>340円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>520円</u>	<u>500円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>780円</u>	<u>750円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>1,040円</u>	<u>1,000円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,560円</u>	<u>1,500円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>2,080円</u>	<u>2,000円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>3,650円</u>	<u>3,500円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>5,210円</u>	<u>5,010円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>10,400円</u>	<u>10,000円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>17,300円</u>	<u>14,800円</u>	
法第32条第1項第4号に掲げる	占有面積1平方メ	<u>17,300円</u>	<u>16,700円</u>	

施設			メートルにつき1年		
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及 び地下室	階数が1の もの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.004 を乗じて得た額	Aに0.004 を乗じて得た額
		階数が2の もの		Aに0.006 を乗じて得た額	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が3以 上のもの		Aに0.007 を乗じて得た額	Aに0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>12,300円</u>	<u>11,700円</u>
	地下に設ける通路			<u>7,400円</u>	<u>7,020円</u>
	その他のもの			<u>11,000円</u>	<u>10,400円</u>
	法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日等 に際し、一 時的に設け るもの		占有面積1平方メ ートルにつき1日	<u>240円</u>
その他のもの		占有面積1平方メ ートルにつき1年	<u>24,600円</u>	<u>23,400円</u>	
道路法施行 令（昭和2 7年政令第 479号。 以下「令」 という。） 第7条第1 号に掲げる 物件	看板（アー チ式である ものを除く。）		表示面積1平方メ ートルにつき1年	<u>24,600円</u>	<u>23,400円</u>
	標識		1本につき1年	<u>13,900円</u>	<u>13,300円</u>
	旗ざお及 び幕	祭礼、縁日 等に際し、 一時的に設 けるもの	占有面積1平方メ ートル又は1本に つき1日	<u>240円</u>	<u>230円</u>
		その他のも の	占有面積1平方メ ートル又は1本に つき1年	<u>24,600円</u>	<u>23,400円</u>
	アーチ式 工作物	車道を横断 するもの	1基につき1年	<u>246,700 円</u>	<u>234,000 円</u>
その他のも の			<u>123,300</u>	<u>117,000</u>	

	の		円	円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料の置場	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>24,600円</u>	<u>23,400円</u>
	危険防止施設		<u>10,300円</u>	<u>8,640円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>17,300円</u>	<u>16,700円</u>

備考 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

### 公園施設使用料改定資料

(改定後)

(現 行)

種 別		単 位	金 額	金 額
売店（自動販売機）	小型（0.5平方メートル未満）	1台、1月	<u>994円</u>	<u>956円</u>
	中型（0.5平方メートル以上1平方メートル未満）	同、同	<u>2,240円</u>	<u>2,154円</u>
	大型（1平方メートル以上）	同、同	<u>3,485円</u>	<u>3,351円</u>

### 公園占用料改定資料

(改定後)

(現 行)

種 別		単 位	金 額	金 額
電柱	本柱、支柱又は支線	1本、1月	<u>1,933円</u>	<u>1,856円</u>
標識		同、同	<u>1,145円</u>	<u>1,100円</u>
水道	外径40センチメートル未満	1メートル、同	<u>171円</u>	<u>165円</u>

管、	のもの			
下水道	外径40センチメートル以上	同、同	<u>429円</u>	<u>412円</u>
管、	1メートル未満のもの			
ガス	外径1メートル以上のもの	同、同	<u>859円</u>	<u>825円</u>
電線	電線	同、同	<u>143円</u>	<u>137円</u>
	地下			
	電線	外径40センチメートル未満のもの	<u>171円</u>	<u>165円</u>
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	<u>429円</u>	<u>412円</u>
		外径1メートル以上のもの	<u>859円</u>	<u>825円</u>
鉄塔		1平方メートル、同	<u>1,432円</u>	<u>1,375円</u>
変圧塔、マンホールの種類		1箇所、同	<u>1,432円</u>	<u>1,375円</u>
郵便差出箱又は信書便差出箱		同、同	<u>572円</u>	<u>550円</u>
公衆電話所		同、同	<u>1,432円</u>	<u>1,375円</u>
地下の占用物件		1平方メートル、同	地上露出部分 <u>1,245円</u>	地上露出部分 <u>1,038円</u>
			地下部分 <u>429円</u>	地下部分 <u>412円</u>
高架の占用物件		同、同	<u>716円</u>	<u>687円</u>
天体、気象又は土地の観測施設		同、同	<u>1,420円</u>	<u>1,184円</u>
写真撮影のための常時占用		撮影機1台、同	<u>11,280円</u>	<u>10,800円</u>
写真撮影のための臨時的な占用		1時間	<u>1,997円</u>	<u>1,912円</u>

ロケーション		同	<u>17,625円</u>	<u>16,875円</u>
その 他の 占用	競技会、集会	1平方メートル、 1日	<u>47円</u>	<u>45円</u>
	前記以外の場合	同、同	<u>47円</u>	<u>45円</u>

物件を設けない占用に係る利用料金改定資料

(改定後)

(現 行)

種 別		単 位	金 額	金 額
写真撮影のための臨時的な占用		1時間	<u>1,997円</u>	<u>1,912円</u>
ロケーション		同	<u>17,625円</u>	<u>16,875円</u>
その 他の 占用	競技会、集会	1平方メートル、 1日	<u>47円</u>	<u>45円</u>
	前記以外の場合	同、同	<u>47円</u>	<u>45円</u>

杉並区いじめの防止等に関する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第14号

### 杉並区いじめの防止等に関する条例

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則（第1条—第10条）

##### 第2章 杉並区いじめ防止対策推進基本方針等（第11条—第22条）

##### 第3章 いじめの防止等に関する措置（第23条—第27条）

##### 第4章 重大事態への対処（第28条—第33条）

##### 第5章 委任（第34条）

#### 附則

子どもは、一人ひとりがかげがえのない存在です。全ての子どもは、一人の人間として尊重され、健やかに成長することが保障されています。子どもの心や体を傷つけるいじめは、決して許すべきではありません。

いじめをなくすためには、全ての子どもが、一人ひとりの多様な個性を理解し合い、互いの人権を尊重するという考えを持つことが大切です。また、全ての大人は、日頃から、あらゆる機会を捉え、いじめが許されない行為であることを子どもに伝えるとともに、子どもがいじめの問題で悩んでいるときにそのつらい気持ちを一人で抱え込まないよう、子どもに寄り添い、その気持ちを受け止め、支援していくことが必要です。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こる可能性があります。したがって、杉並区、学校、保護者、区民等及び関係機関が、自らの責務や役割を自覚し、主体的にいじめの防止等のための対策に取り組むとともに、「いじめは絶対に許さない」、「いじめを放置しない」との認識を共有し、相互に連携することにより、一体となって、子どもを守り抜くことが必要です。

このような考えの下、全ての子どもが安心して学び、自分らしく生き生きと暮らすことができる地域社会の実現に向けて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、児童生徒に対するいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、杉並区（以下「区」という。）、学校及び保護者の責務並びに区民等及び関係機関の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 区、東京都、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）その他の者が設置する法第2条第2項に規定する学校のうち、区内に所在するものをいう。
- (3) 区立学校 杉並区立学校設置条例（昭和35年杉並区条例第1号）に規定する小学校、中学校及び特別支援学校をいう。
- (4) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 児童生徒の親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、児童生徒を現に監護するものをいう。
- (6) 区民等 区内に住み、働き、若しくは学ぶ者（児童生徒を除く。）又は区内において事業活動を行うものをいう。

(7) 関係機関 警察、児童相談所、法務局又は医療機関その他のいじめの防止等に関する機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深め、児童生徒が主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめがどの児童生徒にも起こる可能性がある問題であることに鑑み、区、学校、保護者、区民等及び関係機関が、いじめを認識しながらこれを放置してはならないという意識を高めるとともに、一人ひとりの児童生徒に寄り添い、その気持ちを確実に受け止めた上で、いじめの防止等のために主体的に行動することを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、区、学校、保護者、区民等及び関係機関の連携の下、地域社会が一体となって、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

2 児童生徒は、一人ひとりに多様な個性があることを理解し、互いの人権を尊重するとともに、他の児童生徒の気持ちを大切にし、思いやりを持って接するよう努めるものとする。

3 児童生徒は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響等に関する理解を深め、自分たちの問題として、いじめを主体的に考え、話し合い、及び行動できるようにするよう努めるものとする。

- 4 児童生徒は、他の児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、区、学校、保護者、区民等又は関係機関に知らせよう努めるものとする。

(区の責務)

第5条 区は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国及び東京都との協力並びに学校、保護者、区民等及び関係機関との連携の下、区の状況に応じた施策を策定し、総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の日常の生活に注意を払い、日頃から信頼関係の構築に努めるとともに、区、当該児童生徒の保護者、区民等及び関係機関との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に取り組む責務を有する。

- 2 学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、これを放置することなく、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、その監護する児童生徒の教育について第一義的責任を有するものであって、当該児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための教育を行うとともに、当該児童生徒を心身ともに健やかに育てよう努めるものとする。

- 2 保護者は、日頃からその監護する児童生徒の気持ちの理解に努めるとともに、当該児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(区民等の役割)

第8条 区民等は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童生徒に対する見守り等を行い、児童生徒が安心して過ごすことができるよう努めるものとする。

る。

- 2 区民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、区、学校又は関係機関に知らせるよう努めるものとする。
- 3 区民等は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第9条 関係機関は、基本理念にのっとり、いじめの防止等に関する啓発活動等を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、いじめに関する情報を入手したときは、速やかに、区又は学校に当該情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 関係機関は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第10条 区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 杉並区いじめ防止対策推進基本方針等

(杉並区いじめ防止対策推進基本方針)

第11条 区は、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、杉並区いじめ防止対策推進基本方針（次項において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 区は、基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第12条 区立学校は、法第13条の規定に基づき、当該区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、学校いじめ防止基本方針（次項において「学校基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 区立学校は、学校基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第13条 杉並区青少年問題協議会は、法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るものとする。

(対策委員会の設置)

第14条 区立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、法第14条第3項の規定に基づき、杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、杉並区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、次に掲げる事項について、調査審議を行う。

(1) 区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関して必要な事項

(2) 区立学校において発生した法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に係る事実関係を明確にするための調査その他の当該重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に関して必要な事項

3 対策委員会は、前項各号に掲げる事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(対策委員会の組織)

第15条 対策委員会は、法律、医療、心理、福祉等の分野に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 対策委員会に、前条第2項第2号に規定する調査を行わせるため、専門調査員を置くことができる。

4 専門調査員は、法律、医療、心理、福祉等の分野に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

5 第2項の規定は、専門調査員の任期について準用する。

(対策委員会の会長)

第16条 対策委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(対策委員会の会議)

第17条 対策委員会は、会長が招集する。

2 対策委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 対策委員会の会議は、公開とする。ただし、対策委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

第18条 対策委員会に、第14条第2項第2号に規定する調査を行うため、部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、第15条第1項に規定する委員及び同条第3項に規定する専門調査員（以下「委員等」という。）のうちから、会長が指名する。

3 部会の会議は、非公開とする。

4 前3項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、対策委員会が定める。

(委員等以外の者の出席等)

第19条 対策委員会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員等以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員等以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員等の除斥)

第20条 委員等は、対策委員会及び部会が会議の中立性及び公正性が損なわれるおそれがあると認めるときは、出席することができない。

(守秘義務)

第21条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(学校いじめ対策委員会)

第22条 区立学校は、当該区立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該区立学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知

識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策委員会」という。）を置くものとする。

### 第3章 いじめの防止等に関する措置

（いじめの防止のための措置）

第23条 教育委員会及び区立学校は、当该区立学校に在籍する児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、互いの個性を尊重し合う態度を養うこと及び当該児童生徒の自己肯定感や自尊感情を高めることが当该区立学校におけるいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 教育委員会及び区立学校は、当该区立学校におけるいじめを防止するため、当该区立学校に在籍する児童生徒に対し、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに関する理解を深めるための指導を行うものとする。

3 教育委員会及び区立学校は、当该区立学校におけるいじめを防止するため、当该区立学校に在籍する児童生徒の保護者、区民等及び関係機関との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該児童生徒が自主的に行うものに対する支援その他必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）

第24条 教育委員会及び区立学校は、当该区立学校におけるいじめを早期に発見するため、当该区立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 区は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 教育委員会及び区立学校は、当该区立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当该区立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 教育委員会及び区立学校は、相談体制を整備するに当たっては、保護者、区民等及び関係機関との連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利その

他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(いじめに対する措置)

第25条 区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときその他区立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、必要に応じ、当該区立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は自ら必要な調査を行うものとする。

3 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けたときは、当該児童生徒の気持ちに寄り添い、当該児童生徒及びその保護者に対し、いじめの早期解消に向けた支援を継続的に行うものとする。

4 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒がいじめを行ったときは、その行為の重大性を総合的に考慮した上で、いじめを解消するために当該児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行うとともに、当該児童生徒及びその保護者に対し、その背景にある事情を踏まえた上で、いじめの再発を防止するために必要な支援を行うものとする。

5 前2項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得るものとする。

(区立学校以外の学校への協力要請)

第26条 区は、区立学校以外の学校に対し、区及び区立学校が講ずるいじめの防止等のための措置について協力を求めることができる。

(啓発活動)

第27条 区は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他のいじめの防止等のための啓発活動を行うものとする。

2 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該区立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策を行うことの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

- 3 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策を行うことができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

#### 第4章 重大事態への対処

##### (重大事態への対処)

第28条 区立学校は、重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて、当該重大事態が発生した旨を、速やかに区長に報告しなければならない。

- 2 教育委員会は、重大事態が発生したときは、速やかに、対策委員会に法第28条第1項の規定による調査を行わせるものとする。
- 3 対策委員会は、前項に規定する調査を行うため必要があると認めるときは、区立学校に対し、必要な要請をすることができる。
- 4 対策委員会は、第2項に規定する調査を行ったときは、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 5 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を区長に報告するものとする。

##### (調査委員会の設置)

第29条 法第30条第2項の規定による調査等を行うため、区長の附属機関として、杉並区いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、区長が、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合における同条第2項の規定による調査を行う必要性について、区長の諮問に応じ、答申する。
- 3 区長は、前項の規定による答申を受けて、法第30条第1項の規定による報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めたときは、速やかに、調査委員会に同条第2項の規定による調査を行わせるものとする。
- 4 調査委員会は、前項に規定する調査を行ったときは、その結果を区長に報告するものとする。
- 5 調査委員会は、法第30条第5項の規定に基づき区長が講ずる措置に関し、区長に意見を述べることができる。

(調査委員会の組織)

第30条 調査委員会は、法律、医療、心理、福祉等の分野に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

(会議の非公開)

第31条 調査委員会の会議は、非公開とする。

(準用)

第32条 第15条第2項、第16条、第17条第1項から第3項まで及び第19条から第21条までの規定は、調査委員会について準用する。

(再発防止のための措置)

第33条 区長及び教育委員会は、第28条第2項に規定する調査及び第29条第3項に規定する調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

## 第5章 委任

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 杉並区いじめ問題対策委員会条例（平成29年杉並区条例第20号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の杉並区いじめ問題対策委員会条例（附則第5項において「旧条例」という。）第1条の規定により置かれている杉並区いじめ問題対策委員会（次項において「旧対策委員会」という。）は、第14条第1項の規定により置かれる対策委員会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧対策委員会の委員である者は、この条例の施行の日、第15条第1項の規定により、対策委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧対策委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 5 旧条例第10条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

杉並区いじめ問題調査委員会	杉並区いじめの防止等に関する条例（令和7年杉並区条例第14号）第29条第3項に規定する調査を行う場合	日額 23,000円
	前記以外の調査等を行う場合	会長日額 21,000円 委員日額 18,500円

別表教育委員会の部杉並区いじめ問題対策委員会の項中「杉並区いじめ問題対策委員会条例（平成29年杉並区条例第20号）第9条の規定により指名された委員が同条」を「杉並区いじめの防止等に関する条例（令和7年杉並区条例第14号）第28条第2項」に、「第3条第2項」を「第14条第2項第2号」に改め、「委員日額」の次に「及び専門調査員日額」を加える。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区条例第15号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）」を付し、同条中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第9条の4の見出しを削る。

第15条第1項各号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「（以下「配偶者等」という。）」を加える。

第16条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p><u>(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u></p> <p>第9条の3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児</u>又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>	<p><u>(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u></p> <p>第9条の3 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子</u>の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p><u>(小学校就学の始期に達するまでの子の</u></p>

第9条の4 略

(特別休暇)

第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶

育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第9条の4 略

(特別休暇)

第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶

弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇

2 略

(介護休暇)

第16条 任命権者は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他規則で定める者(以下「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせる

弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇 及び短期の介護休暇

2 略

(介護休暇)

第16条 任命権者は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他規則で定める者\_\_\_\_\_で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

とともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3）前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区条例第16号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）」を付し、同条中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第11条の3の見出しを削る。

第17条第1項各号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第18条第1項中「定める者」の次に「（以下「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の5 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第2条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「属する者」の次に「（以下「配偶者等」という。）」を加える。

第11条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）」を付し、同条中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第12条の見出しを削る。

第18条第1項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第20条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第20条の2 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度に

において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第20条の3 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この条例による改正後の杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p><u>（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）</u></p> <p>第11条の2 教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過</u></p>	<p><u>（3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）</u></p> <p>第11条の2 教育委員会は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子</u>の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過</p>

勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

### 第11条の3 略

(特別休暇)

第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボラ

勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

### 第11条の3 略

(特別休暇)

第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボラ

ンティア休暇、リフレッシュ休暇、  
子の看護等のための休暇及び短期の  
介護休暇

2 略

(介護休暇)

第18条 教育委員会は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他教育委員会規則で定める者（以下「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規

ンティア休暇、リフレッシュ休暇、  
子の看護のための休暇 及び短期の  
介護休暇

2 略

(介護休暇)

第18条 教育委員会は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他教育委員会規則で定める者 \_\_\_\_\_ で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

則で定める事項を知らせるとともに、  
介護両立支援制度等の請求、申告又は  
申請（次条において「請求等」とい  
う。）に係る当該職員の意向を確認す  
るための面談その他の教育委員会規則  
で定める措置を講じなければならない  
い。

2 教育委員会は、職員に対して、当該  
職員が40歳に達した日の属する年度  
において、前項に規定する事項を知ら  
せなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の5 教育委員会は、介護両立  
支援制度等の請求等が円滑に行われる  
ようにするため、次に掲げる措置を講  
じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度  
等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相  
談体制の整備

（3） 前2号に掲げる措置のほか、教  
育委員会規則で定める介護両立支援  
制度等に係る勤務環境の整備に関す  
る措置

第2条による改正（杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の  
一部改正）

新	条	例	旧	条	例
<hr/>					

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第11条 略

2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは2親等内の親族又は同一の世帯に属する者（以下「配偶者等」という。）で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項及び第3項、第12条第1項及び第3項並びに第19条の2の2第1項において同じ。）を養育する職

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第11条 略

2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは2親等内の親族又は同一の世帯に属する者\_\_\_\_\_で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項及び第3項、第12条第1項及び第3項並びに第19条の2の2第1項において同じ。）を養育する職

員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

### 3 略

（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）

第11条の2 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることの

員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

### 3 略

（3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）

第11条の2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることの

できない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

## 第12条 略

(特別休暇)

第18条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護

できない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

## 第12条 略

(特別休暇)

第18条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護

等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

## 2 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第20条の2 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第20条の3 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われる

休暇\_\_、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

## 2 略

ようにするため、次に掲げる措置を講  
じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度  
等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相  
談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、教  
育委員会規則で定める介護両立支援  
制度等に係る勤務環境の整備に関す  
る措置

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区条例第17号

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「及び第15条」を削る。

第2条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第32条の2の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

第3条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第35条の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第15条及び第17条」を「及び第15条」に改める。

第4条 杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年杉並区条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第8項中「、第11条から第13条まで及び第15条」を「及び第11条から第13条まで」に改める。

附則第21条第8項中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

附則第23条第8項中「、第15条及び第17条」を「及び第15条」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

## 第1条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(特定職員についての適用除外)	(特定職員についての適用除外)
第31条 略	第31条 略
2 第11条から第13条まで_____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	2 第11条から第13条まで及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
3 略	3 略

## 第2条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(扶養手当_____についての適用除外)	(扶養手当及び住居手当についての適用除外)
第32条の2 第11条及び第12条_____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	第32条の2 第11条、第12条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

## 第3条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(扶養手当_____についての適用除外)	(扶養手当及び住居手当についての適用除外)
第35条 第14条及び第15条_____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	第35条 第14条、第15条及び第17条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第4条による改正（杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を  
改正する等の条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
第3条 略	第3条 略
2～7 略	2～7 略
8 杉並区職員の給与に関する条例第6条の2及び第11条から第13条まで _____の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	8 杉並区職員の給与に関する条例第6条の2、 <u>第11条から第13条まで及び第15条</u> の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
9 略	9 略
第21条 略	第21条 略
2～7 略	2～7 略
8 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第7条の2、第11条及び第12条_____の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	8 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第7条の2、第11条、 <u>第12条及び第14条</u> の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
9 略	9 略
第23条 略	第23条 略
2～7 略	2～7 略
8 改正後の学校教育職員給与条例第9条、第14条及び第15条_____の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	8 改正後の学校教育職員給与条例第9条、第14条、 <u>第15条及び第17条</u> の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
9 略	9 略

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区条例第18号

##### 杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和34年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条の4第1号中「100分の8.69」を「100分の7.71」に、「100分の62」を「100分の60」に改め、同条第2号中「4万9,100円」を「4万7,300円」に、「100分の38」を「100分の40」に改める。

第14条の8中「65万円」を「66万円」に改める。

第14条の12第1号中「100分の2.80」を「100分の2.69」に、「100分の61」を「100分の60」に改め、同条第2号中「1万6,500円」を「1万6,800円」に、「100分の39」を「100分の40」に改める。

第14条の16中「24万円」を「26万円」に改める。

第15条の4第1号中「100分の2.20」を「100分の2.25」に改め、同条第2号中「1万6,500円」を「1万6,600円」に改める。

第18条の2中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第1号ア中「3万4,370円」を「3万3,110円」に改め、同号イ中「1万1,550円」を「1万1,760円」に改め、同号ウ中「1万1,550円」を「1万1,620円」に改め、同条第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同号ア中「2万4,550円」を「2万3,650円」に改め、同号イ中「8,250円」を「8,400円」に改め、同号ウ中「8,250円」を「8,300円」に改め、同条第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、同号ア中「9,820円」を「9,460円」に改め、

同号イ中「3, 300円」を「3, 360円」に改め、同号ウ中「3, 300円」を「3, 320円」に改める。

第18条の3第1号ア中「7, 365円」を「7, 095円」に改め、同号イ中「1万2, 275円」を「1万1, 825円」に改め、同号ウ中「1万9, 640円」を「1万8, 920円」に改め、同号エ中「2万4, 550円」を「2万3, 650円」に改め、同条第2号ア中「2, 475円」を「2, 520円」に改め、同号イ中「4, 125円」を「4, 200円」に改め、同号ウ中「6, 600円」を「6, 720円」に改め、同号エ中「8, 250円」を「8, 400円」に改める。

第18条の4第1項第2号ア中「1万4, 730円」を「1万4, 190円」に改め、同号イ中「2万4, 550円」を「2万3, 650円」に改め、同号ウ中「3万9, 280円」を「3万7, 840円」に改め、同号エ中「4万9, 100円」を「4万7, 300円」に改め、同項第4号ア中「4, 950円」を「5, 040円」に改め、同号イ中「8, 250円」を「8, 400円」に改め、同号ウ中「1万3, 200円」を「1万3, 440円」に改め、同号エ中「1万6, 500円」を「1万6, 800円」に改め、同項第6号ア中「4, 950円」を「4, 980円」に改め、同号イ中「8, 250円」を「8, 300円」に改め、同号ウ中「1万3, 200円」を「1万3, 280円」に改め、同号エ中「1万6, 500円」を「1万6, 600円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の4、第14条の8、第14条の12、第14条の16、第15条の4及び第18条の2から第18条の4までの規定は、令和7年度分の保険料から適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第 1 4 条の 4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.71</u>            (基礎賦課総額の<u>100分の60</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>4万7,300円</u>(基礎賦課総額の<u>100分の40</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第 1 4 条の 8 第 1 3 条の 4 の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない</p>	<p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第 1 4 条の 4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の8.69</u>            (基礎賦課総額の<u>100分の62</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>4万9,100円</u>(基礎賦課総額の<u>100分の38</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第 1 4 条の 8 第 1 3 条の 4 の基礎賦課額は、<u>65万円</u>を超えることができない</p>

い。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.69

(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,800円(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の16 第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、26万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の4 介護納付金賦課被保険者

い。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.80

(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の61に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,500円(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の39に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の16 第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の4 介護納付金賦課被保険者

に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.25

(介護納付金賦課総額の100分の59に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,600円（介護納付金賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

(低所得者の保険料の減額)

第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第13条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）及び第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイ

に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.20

(介護納付金賦課総額の100分の59に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,500円（介護納付金賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

(低所得者の保険料の減額)

第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第13条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイ

に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに第15条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項

に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに第15条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項

に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による

に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による

所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得

所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得

税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3万3,110円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万1,760円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万1,620円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分

税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3万4,370円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万1,550円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万1,550円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分

して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2万3,650円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,400円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,300円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算

して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に29万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2万4,550円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,250円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,250円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算

額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に56万円

に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9,460円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,360円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,320円

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第18条の3 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被

額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に54万5,000円

に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9,820円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,300円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,300円

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第18条の3 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被

保険者がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の被保険者均等割額（前条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号アに規定する金額を減額した世帯 7,095円

イ 前条第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万1,825円

ウ 前条第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万8,920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万3,650円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,520円

イ 前条第2号イに規定する金額を減額した世帯 4,200円

ウ 前条第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,720円

保険者がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の被保険者均等割額（前条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号アに規定する金額を減額した世帯 7,365円

イ 前条第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万2,275円

ウ 前条第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万9,640円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万4,550円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,475円

イ 前条第2号イに規定する金額を減額した世帯 4,125円

ウ 前条第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外  
の世帯 8,400円

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯  
に出産被保険者（政令第29条の7第  
5項第8号に規定する出産被保険者を  
いう。以下同じ。）がある場合におけ  
る当該世帯の納付義務者に対して課す  
る所得割額及び被保険者均等割額（第  
18条の2に規定する金額を減額する  
ものとした場合にあつては、その減額  
後の被保険者均等割額）は、当該所得  
割額及び被保険者均等割額から、次の  
各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当  
該各号に定める額を減額して得た額  
（当該減額して得た額が、第14条の  
8、第14条の16及び第15条の5  
に定める額を超える場合には、当該  
額）とする。

(1) 略

(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等  
割額 次に掲げる世帯の区分に応  
じ、それぞれ出産被保険者1人につ  
いて次に定める額

ア 第18条の2第1号アに規定す  
る金額を減額した世帯 1万4,  
190円に12分の1を乗じて得  
た額に、当該出産被保険者の産前  
産後期間のうち当該年度に属する

エ アからウまでに掲げる世帯以外  
の世帯 8,250円

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯  
に出産被保険者（政令第29条の7第  
5項第8号に規定する出産被保険者を  
いう。以下同じ。）がある場合におけ  
る当該世帯の納付義務者に対して課す  
る所得割額及び被保険者均等割額（第  
18条の2に規定する金額を減額する  
ものとした場合にあつては、その減額  
後の被保険者均等割額）は、当該所得  
割額及び被保険者均等割額から、次の  
各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当  
該各号に定める額を減額して得た額  
（当該減額して得た額が、第14条の  
8、第14条の16及び第15条の5  
に定める額を超える場合には、当該  
額）とする。

(1) 略

(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等  
割額 次に掲げる世帯の区分に応  
じ、それぞれ出産被保険者1人につ  
いて次に定める額

ア 第18条の2第1号アに規定す  
る金額を減額した世帯 1万4,  
730円に12分の1を乗じて得  
た額に、当該出産被保険者の産前  
産後期間のうち当該年度に属する

月数を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 2万3,650円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 3万7,840円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4万7,300円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 略

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 5,040円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数

月数を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 2万4,550円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 3万9,280円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4万9,100円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 略

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 4,950円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数

を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 8,400円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 1万3,440円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万6,800円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 略

(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号ウに規定する金額を減額した世帯 4,980円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数

を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 8,250円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 1万3,200円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万6,500円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 略

(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号ウに規定する金額を減額した世帯 4,950円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数

を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号ウに規定する金額を減額した世帯 8,300円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号ウに規定する金額を減額した世帯 1万3,280円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万6,600円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 略

を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号ウに規定する金額を減額した世帯 8,250円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号ウに規定する金額を減額した世帯 1万3,200円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万6,500円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 略

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を  
公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区条例第19号

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条  
例

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例  
第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「含む。）」の次に「及び氏名の振り仮名」を加え、同条第2号  
中「旧氏記載者」を「旧氏等記載者」に改め、「記載されている旧氏」の次に「及  
び旧氏の振り仮名」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間における改正後の  
第4条第2号の規定の適用については、同号中「旧氏の振り仮名」とあるのは、  
「旧氏の振り仮名（旧氏記載者にあつては、住民票に記載されている旧氏）」と  
する。

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(電気通信回線による東京都知事への通知)</p> <p>第4条 法第30条の6第2項及び第30条の41第2項並びに令第13条第4項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 氏名(外国人住民にあっては、住民票に記載されている通称を含む。)及び氏名の振り仮名</p> <p>(2) <u>旧氏等記載者</u>にあっては、住民票に記載されている旧氏及び旧氏の<u>振り仮名</u></p> <p>(3)～(10) 略</p>	<p>(電気通信回線による東京都知事への通知)</p> <p>第4条 法第30条の6第2項及び第30条の41第2項並びに令第13条第4項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 氏名(外国人住民にあっては、住民票に記載されている通称を含む。) _____</p> <p>(2) <u>旧氏記載者</u>にあっては、住民票に記載されている旧氏 _____</p> <p>(3)～(10) 略</p>

杉並区刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第20号

杉並区刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

### 目次

第1章 関係条例の一部改正（第1条—第11条）

第2章 経過措置（第12条—第19条）

### 附則

第1章 関係条例の一部改正

（杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第1条 杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例（昭和61年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（杉並区個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第2条 杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（杉並区行政不服審査会条例の一部改正）

第3条 杉並区行政不服審査会条例（平成28年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（杉並区職員の分限に関する条例の一部改正）

第4条 杉並区職員の分限に関する条例（昭和50年杉並区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(杉並区職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第3号中「1箇月」を「1月」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第29条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和50年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号及び第5項第2号、第20条の見出し、同条第1項第1号、第21条第1項第1号並びに第23条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(杉並区特別区税条例の一部改正)

第7条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第67条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例の一部改正)

第8条 杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例（平成15年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第20条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部改正)

第9条 杉並区プールの衛生管理等に関する条例（昭和50年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第28条第3号中「1箇月」を「1月」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同

条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第29条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第30条第3号中「1箇月」を「1月」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第31条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

## 第2章 経過措置

(罰則の適用等に関する経過措置)

第12条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第13条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の規程の規定の例によることとされる人の資格に関する条例その他の規程の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた

者とみなす。

(杉並区職員の分限に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 懲役に処せられた者であって、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）第443条第1項の規定により拘禁刑に処せられた者とみなされたものについては、第4条の規定による改正後の杉並区職員の分限に関する条例第8条第1項の規定は、適用しない。

(杉並区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の杉並区職員の給与に関する条例第29条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、第5条の規定による改正後の杉並区職員の給与に関する条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て規則で定める。

(杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の杉並区職員の退職手当に関する条例第19条第1項及び第5項、第20条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第23条第4項並びに杉並区職員の退職手当に関する条例第23条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第10条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、第10条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職

員の給与に関する条例の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会の承認を得て杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第11条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例第31条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、第11条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

（経過措置の規則等への委任）

第19条 第12条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

杉並区刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する  
条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(罰則) 第14条 第12条の規定に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第14条 第12条の規定に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

第2条による改正（杉並区個人情報の保護に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則 1～4 略 5 次に掲げる者（次項において「職員等」という。）が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 6 職員等が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機	附 則 1～4 略 5 次に掲げる者（次項において「職員等」という。）が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 6 職員等が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機

関が保有していた旧管理個人情報をおの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

7～14 略

関が保有していた旧管理個人情報をおの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7～14 略

第3条による改正（杉並区行政不服審査会条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(罰則) 第10条 第7条の規定に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第10条 第7条の規定に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

第4条による改正（杉並区職員の分限に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(失職の例外) 第8条 任命権者は、 <u>拘禁刑</u> に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。	(失職の例外) 第8条 任命権者は、 <u>禁錮の刑</u> に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。
2 略	2 略

第5条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
-------	-------

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)及び(2) 略

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第29条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)及び(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第29条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中

の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

(2)及び(3) 略

4～6 略

の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)及び(3) 略

4～6 略

第6条による改正（杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(退職手当の支払の差止め)	(退職手当の支払の差止め)
<p>第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。</p>	<p>第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。</p>
<p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p>	<p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p>
(2) 略	(2) 略
2～4 略	2～4 略
<p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止</p>	<p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止</p>

処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事

処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事

情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合に於ては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第15条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出さ

情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合に於ては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第15条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出さ

れる金額（次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第23条 略

2及び3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又

れる金額（次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第23条 略

2及び3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又

<p>は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 略</p>	<p>は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 略</p>
--	--

第7条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪）</p> <p>第67条 前条第1項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定に違反して5年間帳簿を保存しなかつた者に対しては、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 略</p>	<p>（入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪）</p> <p>第67条 前条第1項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定に違反して5年間帳簿を保存しなかつた者に対しては、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 略</p>

第8条による改正（杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（罰則）</p> <p>第20条 第6条第3項の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第20条 第6条第3項の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

第9条による改正（杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例

(罰則)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

(1)及び(2) 略

(罰則)

第10条 次の各号の一に 該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1)及び(2) 略

第10条による改正 (杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>第28条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前<u>1月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第28条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前<u>1箇月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>

第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)及び(3) 略

4～6 略

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)及び(3) 略

4～6 略

第11条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前<u>1月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u></p>	<p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前<u>1箇月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u></p>

以上の刑に処せられたもの

第31条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、

以上の刑に処せられたもの

第31条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、

この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)及び(3) 略

4～6 略

この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)及び(3) 略

4～6 略

杉並区建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第21号

杉並区建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第63条第1項の規定に基づき、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る建築主に対する建築士の説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定めるものとする。

(建築士が説明を要する建築物の用途)

第2条 法第63条第1項に規定する条例で定める建築物の用途は、法第20条第2号及び第3号に掲げる建築物の用途以外のものとする。

(建築士が説明を要する建築物の建築の規模)

第3条 法第63条第1項に規定する条例で定める建築物の建築の規模は、当該建築に係る部分の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。）の合計が10平方メートルを超えるものとする。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

杉並区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例を  
公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第22号

杉並区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条  
例

杉並区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例（平成25年杉並区条例  
第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号コ中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改め  
る。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

杉並区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(園路及び広場)	(園路及び広場)
<p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、当該園路及び広場のうち1以上は、次に掲げる基準に適合させなければならない。</p>	<p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、当該園路及び広場のうち1以上は、次に掲げる基準に適合させなければならない。</p>
(1) 略	(1) 略
(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。	(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。
ア～ケ 略	ア～ケ 略
<p>コ 令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を通路の要所に敷設すること。</p>	<p>コ 令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を通路の要所に敷設すること。</p>
(3)～(7) 略	(3)～(7) 略

杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を  
公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区条例第23号

杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条  
例

杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成26年杉並区条例  
第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第1項」を「第10条の5若しくは第13条」に改め、  
「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、「。以下この号において  
同じ」を削り、「同項の」を「これらの」に改め、同条第2号中「第30条の3」  
の次に「及び第30条の13」を加え、同条第3号中「又は第24条第2項」を  
「、第24条第2項又は第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に  
「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規  
定（「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加える部分を除く。）及  
び次項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用につ  
いては、なお従前の例による。

杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第10条の5若しくは第13条</u>（法第30条の3 <u>及び第30条の13</u>において準用する場合を含む_____。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>これらの規定</u>による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、<u>法第14条第1項</u>（法第30条の3 <u>及び第30条の13</u>において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若</p>	<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項</u>_____（法第30条の3 _____において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>同項の</u> 規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、<u>法第14条第1項</u>（法第30条の3 _____において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若</p>

しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  
(3) 法第23条第2項若しくは第4項、第24条第2項又は第30条の18第2項の規定による支給認定証又は乳児等支援支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  
(3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項\_\_\_\_\_の規定による支給認定証\_\_\_\_\_の提出又は返還を求められてこれに応じない者